

「子どもの権利条約」を巡って (4)

境澤 和男

「子どもの権利条約」について何かが言われる時、最も重要な問題として、子どもの権利のカタログの中に、意見表明権、表現の自由、思想・良心の自由、結社の自由、プライバシーの保護の権利など、「権利宣言」に含まれていなかった諸権利が新たに加えられたことが取り上げられることが多い。しかし、これらは、「子どもの権利」、「子どもの人権」という観念ないし思想が承認される限りにおいて、いわばその必然的帰結とも言うべきことであっ

て特に驚くには当たらないことのように私には思われる。むしろこの際必要なことは、「子どもの権利」、「子どもの人権」という観念ないし思想それ自体が人類の歴史にとって持つ意義について改めて深く考えてみるのではないかと思う。そして何よりも私にとって関心があるのは、敗戦後我が国民の間にそれがどう受け止められ、そして今どう受け止められているかということである。そのような立場からここでは、特に幼児の教育の問題に関心の深い読

者を念頭に置いて若干の私見を述べ、与えられた責を果たすことにしたい。

—

敗戦後まだ日も浅いある日、一面焼野原の東京のある場所で偶然出喰した一つの小さな出来事から受けた印象が私の脳裏から今も消えない。時間と共に記憶はかなり薄れ、細かい事実は思い出せないのだが、都電を待つ人の列の中に、年は四、五歳と見える男の子を連れた、うすぎたない（その頃はみんなうすぎたなかった）身なりの母親がいた。その母親が、何がきっかけか分からないが、人前もはばからず、ひどく手荒にその子を扱って子どもが泣き叫び、周りの人々の視線を浴びていた。すると、たまりかねたのか列の中の一人の男が進み出て声を荒げその母親をなじった。「そんなに子どもをいじめる」とマッカーサーにどやされるぞ！」

昭和二十二年十二月、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」という第一条で始まる児童福祉法が制定され、次いで昭和二十六年五月、「児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるため」（前文）として児童憲章が定められた。この一連の動きにマッカーサー司令部がどう関わったのか、また我が国の関係者がどのような努力を払ったのかについてここでは説明を省略せざるを得ないが、とにかく、当時国民一般の間では、児童憲章前文に言う「児童に対する正しい観念」という言葉で言われている新しい方向が、敗戦を契機とする諸改革の一つであるということ、また、それが具体的には、親のその子に対する従来の態度の転換を要求するものであると受け止められたのは事実である。マッカーサーを持ち出したのは如何にも当時の日本人らしく、今思い返すといささか複雑な思い

があるが、とにかく当時新しい児童観としてよく言われたのは、子どもは親の思い通りになる所有物または付属物ではなく、社会の後継者として社会が大切に育てなければならぬ、ということであった。児童福祉法がその第二条で「児童を心身ともに健やかに育成する」国及び地方公共団体の責任を明記したことは、このような新しい児童観を端的に表現するものと受け止められた。

ただ、このことには重要な一つの条件がつけられていた。すなわち「児童を心身ともに健やかに育成する」責任を負うのは決して単に国や地方公共団体だけではない。親もその責任を負っているということである。児童福祉法第二条の条文はそのことを「児童の保護者とともに」という文言で明記していた。ところが我が国におけるその後の児童観の転換は、ともすればこの点を軽視して展開するきらいがないではなかった。核家族化、少子家族化の急激な

進行、保育所、幼稚園の急速な増設など事情の変化と並行して、親が自らの子育て責任の負担軽減をひたすら願望する風潮が一般化し、いわゆる施設まかせ、学校まかせの傾向をめぐって改めて子育てのあり方をめぐる論議が高まったこともあった。

二

ところで、上述の児童憲章は、我が国における「児童の権利宣言」である。それは一九五一年に制定され、国際連合の「権利宣言」（一九五九年）より十年近くも早いのであるが、それが一九二四年国際連盟のジュネーブ宣言に始まる一連の動きにならったものであり、その精神においてそれと同一のものであることは疑う余地がない。それにもかかわらず児童憲章には「権利」という表現が一切用いられていない。その理由は、概括的に言えば、当時の我が国では、子どもを単なる保護の対象と見るだけで

なく、権利の主体としてとらえる観方がなお未成熟であったことに帰せられる。そしてそれは単なる表現上の問題ではない。具体的に言えば、児童憲章の各項の末尾をそれぞれ「権利がある」と書き換えればいいと言うものではない。児童憲章と「権利宣言」（そしてさらに「権利条約」）の文言を比較してみると、前者において抽象的に漠然と表現されている事柄が、後者においては明確に表現されているという相違が見られるのである。次にそのことを一つの具体例について見ることにしよう。

児童憲章は、その第二項において「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」と定めている。国連の「権利宣言」でこれに対応するのは第六原則である。そこにも、子どもが家庭で育てられなければならないこと、また家庭のない児童には、これに代わる特別の

養護が加えられるべきことが規定されているのであるが、そこでは児童憲章とは異なつて、そのことを実行する主体、つまり両親の「責任」が明記され、さらに「幼児は、例外的な場合を除き、その母から引き離されてはならない。」と、特に幼児についてであるが、それにいわば念を押す規定さえつけ加えている。また、教育について規定している第七原則においても同様に「児童の教育及び指導」の「責任」に触れ、それが「まず第一に児童の両親にある。」ことを明記してこのことを強調している。そしてさらに「権利条約」もこの原則を継承し、いっそう明確な規定を設けている。すなわち第七条には「児童は……できる限りその父母を知りかつその父母によつて養育される権利を有する。」（政府訳、一九九二年三月一三日閣議決定による。以下同じ。）という規定があり、これを受けて第一八条第一項は「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及

び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。」と規定している。

このことはもちろん、子どもの養育の責任を父母にだけ押しつけようとするものではない。「宣言」も「条約」も「子どもの最善の利益を確保するため」に「負うべき国の責任を明示しているのであるが、後者においては前者におけるよりも一層具体的に詳細に締約国の積極的な措置を義務づけている。ただそれは、あくまでも、子どもの養育について「第一義的責任」を有する両親に対する保護や援助の措置に外ならない。この原則は、当然のことであるが、「家庭環境を奪われた児童」に対する国の保護及び援助の性質を規定する。すなわちそれはあくまでも家庭に代わる特別のものでなければならぬ。すなわち、国の義務は「里親委託」や「養子縁組」等家庭的環境の設定に対する支援措置（それが不可能な

場合は「適当な施設への収容」の義務）なのである。

三

さて、以上に見た「宣言」及び「条約」における、子どもの養育に関する両親の責任の強調の思想をどのように理解すればよいのだろうか。子どもの



権利という思想が一八世紀ヨーロッパに始まる人権の思想の子どもへの拡大適用という通常の理解からすれば、それは子どもの権利を、より積極的に保障しようとする事、つまり、子どもは単に「心身ともに健やかに生まれ育てられる」権利を持つというだけではなく、「両親によって養育される権利を持つのであって、両親によって養育されてこそその権利を保障されたことになる」という、子どもの権利についての一歩踏み込んだ保障の必要を確認するという意味のものであるということになる。しかし事柄は決してそのように単純ではない。現に多くの論者が、「宣言」及び「条約」における両親の責任の強調が、子どもの権利保障に関する国の責任を軽減するものであるかのように誤解される恐れがあり、そのような理解は誤りであること、また、それが育児の社会化の必要と矛盾するものではなく、また両者を矛盾させてはならないと特に注意したりしている

(永井憲一、寺脇隆夫編、『解説・子どもの権利条約』一九九〇年、日本評論社、二二頁 堀尾輝久 『子どもの権利とは何か』一九八六年、岩波ブックレット、三七頁、を参照)。このことは、子どもの権利の保障に関する責任の所在について二つの考え方があり、両者の関係をどう矛盾なく理解するか、問題であること、さらに、現実の社会において子どもの権利の保障を実現する上で、両者の関係を調整することがかなり困難な課題であることを示しているように思われる。そしてそれは、敗戦当時我々日本人が直面した問題、つまり少しく単純化して言えば、子どもは親のものか社会のものかという問題にも通じるものがあるようにも思われる。

四

以上指摘した問題に関連して、プロテスタント神学者大木英夫氏の「近代社会と幼児の人権」と題す

る問題提起（『現代人のユダヤ人化——現代文明論集——』一九七六年、白水社所収）は極めて鋭く、かつ示唆的である。論文の冒頭に次のような言葉がある。「近代社会は成人中心の社会で、いきおい大人のわがままになりやすい社会」である。「だから子供の人權を守るということは、近代社会の根本的弱点を矯正するという深い意味をもった行為なのである。それは単に感傷的な訴えではなく、社会構造全体と構造的に取り組むようなスケールの大きな行為なのである。」それは一体どのような意味なのであろうか。

氏によれば、近代社会を構成する原理は「契約」である。契約は「成人した人間主体、つまり責任をとりうるような主体性」を前提とするのであって、まだそのような責任をもち得ないとされる子どもは、近代社会においては「原理的に排除されて」いるのである。普通一般には、子どもは近代に至って

ようやく人間として認められるようになり、やがて人權の主体として尊重されるようになった、という風に理解されている。子どもの権利に関する思想が国際的に広く承認されるようになったのは近々世紀ほど前に過ぎないとしても、その源流は近代社会を導いた市民革命の思想にあるとは多くの論者が説くところである。ところが、大木氏によれば、大人の人權とそれを前提とする契約社会としての近代社会は、子どもを位置づける場所を本来持たない。ここでは子どもはいわばアウトサイダーに過ぎない、というのである。

このような観点から今日の我々の社会における大人と子どもの関係を見つめ直してみると改めて気づくことがある。近代社会の契約原理の具体化として日本国憲法第二四条は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し……」と規定している。このことは、やがて生まれる子にとってどのような意味を持つのか

だろうか。家庭が契約に基づいて作られるとすれば、その同じ契約に基づいて解消される可能性があることになる。もちろんそのような場合、子の処置についても配慮がなされるのであるが、それはあくまでも第二義的なものであって、責任ある主体としての夫婦、大人たちの意思が第一義的に尊重され優先される（「権利条約」の批准によって、このような場合、何らかの形で子の意見を尊重するよう関係法の改正が必要であるとの意見もある）。すなわち、例えば夫婦の間の愛情がもはや回復し得ない程度に冷え切っていると判断されれば離婚は認められ、その後初めて子の処置について配慮がなされるのである。このような夫婦にとって子どもはもはや「愛のお荷物」に過ぎない。

西洋人の認識においては、人類が子どもを捨てたり殺したりすることを道義的に罪悪と考えるようになったのはキリスト教の生命尊重の思想に由来する

とされている。しかしキリスト教出現以後も捨て児は横行したらしい。やがて捨て児を養育する施設が創られ、その建物には、ひそかに子どもを捨てるものための特別の窓がしつらえられた。捨て児が生命尊重という名目によって合理化されたのである。

その後、捨て児を認め、その子どもの養護を社会が引き受けるという思想は次第に定着し今日に受け継がれている。子どもの権利についての先駆的な書物『子供の権利』（ジャン・シャザル、清水・霧生訳、一九六〇年、文庫クセジュ、白水社）の次の言葉はその証といえるものかもしれない。「年若い母親が嬰兒を捨てようとするときは、たいてい出産の秘密がもれないことを望むものだから、もし墮胎や嬰兒殺しが再び盛んにならないようにしようと思えば、そして、人間関係に不幸な混乱をまねいたり、家庭の平和を傷つけたりしないようにしようと思えば、その望みを叶えてやらなければならない。」

(二五頁)

社会が捨て児を保護し養護するということは、確かに子どもの生命が絶たれるのを防ぐという意味で、子どもの人権の保障である。しかしそのことは同時に、大人である親の、子どもに対する養育の責任を免除し、親の幸福に生きる権利を保障することである。そしてそれは、反対にまた子ども側からみれば、その健全な成長にとって不可欠とされる親による養護を受ける権利を侵害することである。しかもこのことは、子どもの権利の侵害が、外ならぬ近代社会を構成する構造的原理によって合理化されていることを意味するのではないだろうか。

離婚の件数や、いわゆる未婚の母や、共働きの家庭が増加するという、我が国でも起こっている最近の動向は、近代社会の担い手たる大人たちの権利の拡大の現れとして歓迎すべきことなのかも知れない。そして、その結果として生ずる問題は、例えば

母子福祉事業を充実したり、保育施設を増設し、そこにおける保育の質を向上させたりすることによって解決すればよい。それも一つの道であるには違いない。しかし、このような方向での事態の進行と、最近現れている親の自律的教育意識の低下（施設まかせ、学校まかせ、責任転嫁、果ては放任と虐待、子殺し）の傾向とは全く無関係なのであるか。近代社会は、その本質において、このような結果を生み出す矛盾を、その出発点においてすでに内包していたとも言えるのではないだろうか。

大木氏は、近代社会において喪れた子どもの地位を回復しなければならぬと言ふ。そしてそのことは「近代社会の根本的問題性を解決するという大きな作業とならざるを得ない」とも述べている。

(尚綱女学院短期大学)